

法学部の求める教員像および教員組織の編制方針

福岡大学が定める「求める教員像および教員組織の編制方針」を踏まえ、法学部の求める教員像および教員組織の編制方針を次のとおり定める。

(求める教員像)

- 本学および本学部が掲げる理念・目的を理解し、教育研究活動を実践できる者。
- 教育においては、強い使命感・責任感を持って人材育成に従事できる者。
- 研究においては、優れた研究業績・専門的知見を有し、継続的かつ発展的に活動できる者。
- 優れた教育研究活動を通じて大学の発展、ひいては社会に貢献できる者。
- 教育研究・組織運営等の活動において、その職務・役割を誠実に遂行できる者。

(教員組織の編制方針)

1. 教員組織

- 法学部では、学部設置基準および関係法令に基づき、法学の専門分野および関連分野に教員を配置することで、法学部の人材養成の目的その他教育研究上の目的を実現するための教員組織を編制する。
- この編制方針の下、法律学科では法律学・政治学の専門分野および関連分野に、経営法学科では企業法に関する専門分野および関連分野にそれぞれ教員を配置することで、各学科の人材養成の目的その他研究上の目的を実現するための教員組織を編制する。
- また本学大学院法学研究科と連携をとりつつ、教員の専門分野、年齢、性別等に配慮し、実務経験者を含め必要かつ適切な教員を配置する。

2. 教員の人事

- 教員の募集・採用・昇格は、大学および学部が定める明文化された基準に従い、透明性を確保しつつ公平かつ厳正に行う。
- 教員人事の判断基準は、①教育研究能力、②教育研究業績、③学会・社会における活動実績であり、必要に応じてその他の基準を設ける。

3. 教員の資質向上

- FD研修会を定期的に開催し、教員の教育・研究能力および資質の向上を図る。